

平成24年第1回茂原市教育委員会会議（1月定例会）日程

1月26日（木）15：00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第2号 茂原市立図書館設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第4号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 平成23年度地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づく教育委員会の点検・評価について

（報告事項）

1 平成24年第2回（2月定例会）、第3回（3月臨時会）及び第4回（3月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

2 平成23年度卒業（卒園）式への出席者及び平成24年度入学（入園）式への出席者について

3 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★(会議結果) 議決事項について、議案第1号から議案第3号は原案どおり可決されました。議案第4号は継続審議とされました。議案第5号は一部修正可決とされました。

茂原市教育委員会会議録

平成24年第1回（定例会）

- 1 期日 平成24年1月26日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後5時15分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
委員長 鈴木 一代
委員長職務代理者 齋藤 晟
委員 足立 俊夫
委員 鎌田 俊郎
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員
教育部長 金坂 正利
教育部次長（教育総務課長） 斉藤 勝
学校教育課長 松浦 光俊
生涯学習課長 藤乗 裕喜
体育課長 中山 久朗
中央公民館長 大和久義照
美術館・郷土資料館長 原 康宏
図書館長 鎗田 文雄
教育総務課主幹 久我 正志
教育総務課主査 森 一彦
- 5 署名人の指定
委員 足立 俊夫
委員 鎌田 俊郎

鈴木委員長 : ただいまから、平成24年第1回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、足立委員さんと鎌田委員さんを指定いたします。
これより会議事項に入ります。
本日は議案が5件となっております。
議案第1号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」及び議案第2号「茂原市立図書館設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」並びに議案第3号「茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」は関連がございますので一括で審議をお願いします。それでは、説明をお願いします。

教育部長 : 議案第1号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」、議案第2号「茂

原市立図書館設置条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」及び議案第3号「茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」関連がございますので一括してご説明申し上げます。提出の3議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年5月2日並びに8月30日にそれぞれ公布されたことに伴い条例・規則等の一部を改正しようとするものであります。法の施行により、施設・公物設置基準の条例制定権の拡大、県から市への権限移譲が行われ、施行期日である平成24年4月1日までに条例・規則等の整備が必要となるものです。それに伴い公民館運営審議会の委員の委嘱並びに図書館協議会の委員及び美術館・郷土資料館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準を規定しようとするものでございます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

- 鈴木委員長 : 議案第1号、議案第2号、議案第3号について質疑をお願いします。
- 足立委員 : 1号議案と2号議案の両方に、委員の報酬及び費用弁償が無くなっていることについては、別のところで同じようなことが定められているのか、それとも報酬及び費用弁償が無くなることになるのかお聞かせ下さい。
- 教育部次長 : この条例は茂原市の条例としまして、別でございます。その条例は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例というものが現在ございます。そちらの方で費用弁償の金額等うたっておりますので、そちらで統一する形で現在進んでおります。この条文につきましては、重複してしまうということで、今回削除したということです。
- 鈴木委員長 : 前にも質問が出たかと思いますが、例えば社会教育委員は委嘱、茂原市公民館運営審議会委員は委嘱、茂原市立図書館協議会委員は任命、茂原市スポーツ推進審議会委員は任命、茂原市青少年指導センター運営協議会委員は委嘱となっております。前の回答は、元の法律がそうなっているので、委嘱と任命があるとの答えを頂きましたが、それとした時に、今回出されました茂原市立美術館・郷土資料館協議会委員については、委嘱から任命へ変わっていますが、これについては、元の法律が変わったのですか。
- 教育部長 : 公民館運営審議会ですが、社会教育法の30条第1項の中に委嘱するとなっております。図書館協議会については、図書館法、美術館・郷土資料館協議会については、博物館法がありますので、それらの法律に基づいてということでございます。更に文部科学省での定める基準を参酌してその辺の条例を定めるという形になっておりますので改正して提案しております。
- 美術館・郷土資料館長 : 古い官吏制度所謂公務員制度では、官吏をある一定の職に就かせることが任命と言いました。官吏以外のものを一定の職に就かせる場合は、任命という言葉は使えませんでしたので委嘱とか嘱託とかという言葉を使っていると聞いております。ただ今の公務員制度の中では、外部の方をお願いしても非常勤の特別職ということで公務員という扱いになりますので、現在は法的には任命で統一する方向に行っているようであります。ただそのような経緯がありますので美術館・郷土資料館協議会も委嘱を使っている自治体も多くございますが、上位法令の博物館法で任命という言葉を使っているのに合わせました。
- 鈴木委員長 : 他にありますか。
なければ、議案第1号、議案第2号、議案第3号について採択に入ります。議案第1号、議案第2号、議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議ありません。
- 鈴木委員長 : 議案第1号、議案第2号、議案第3号は全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、議案第4号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第4号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制

- 定について」ご説明申し上げます。本案は、生涯学習課の所管している附属機関の青少年問題協議会を今まで入っていませんでしたので追加しようとするものでございます。以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 鈴木委員長 : 議案第4号について質疑をお願いします。
- 古谷教育長 : 青少年問題協議会の内容について説明をお願いします。
- 生涯学習課長 : 茂原市の青少年問題協議会につきましては、現在9名の委員さんがいらっしゃいます。会長といたしまして、地方青少年問題協議会法という法律の第3条第2項の規定によりまして、会長は当該地方公共団体の長をもって充てるという規定になっておりますので市長が会長となっております。その他の委員が、副市長、議会の代表ということで教育福祉委員長、教育委員長、教育長、民生児童委員代表、保護司会長、社会教育委員長、学識経験者といたしまして茂原市校長会の会長という9名の方が委員となっております。毎年、年1回開催ということです。内容につきましては、青少年育成茂原市民会議また茂原市青少年指導センターという2つの機関の活動報告また次年度の活動計画についてご意見を頂戴しているということでございます。
- 足立委員 : この青少年問題協議会の会議の進行は、いつも確かに教育委員会がやっていたけど、長は市長ですが、やはり教育委員会の所管する機関になるのでしょうか。市長部局が所管する機関ではないのですか。
- 生涯学習課長 : 確かに法律によりまして、長が会長となりますが、青少年育成というのは茂原市民全ての願いでございますし、行政機関が一生懸命向き合っているかなければいけない課題ですので、その直属の担当課になりますと生涯学習課となっておりますので、その関係でその辺が明るい教育長さんにいつも議長を慣例でお願いしているところでございます。
- 足立委員 : 教育委員会が市長にこの協議会の委員として委嘱しているのですか。
- 生涯学習課長 : 青少年問題協議会法という法律で首長が会長になるということで、その委員につきましては、以前の条例で助役、教育福祉委員長、教育委員長、教育長、民生児童委員等々、先程申し上げた委員さんが並んでいますが、青少年育成ということで教育委員会が主体となって現在育成を図っているということでございますので、市長が確かに議長をやってもいいと思いますけれども、内容的に明るい教育委員会の方で会議の議長ということで教育長にお願いしていることだと思いますのでよろしく申し上げます。
- 足立委員 : 市長と教育委員会は別個のものだとはっきりさせている顕著なものだと思います。教育委員会は部局と別個のものだと思います。
- 教育部長 : あくまで附属機関というのは、市長の附属機関であります。別個といいますが市長の附属機関という形の解釈です。
- 生涯学習課長 : 例えばこれは都道府県にも置く訳ですが、当然県の場合は知事が会長になるはずですが。県の組織を見ますと、県民生活部に青少年育成担当課があります。県の場合は組織が首長部局にあってその担当課がやっております。たまたま茂原市については、教育委員会に青少年育成担当課である生涯学習課がございまして、その関係ではないかと思っております。
- 鈴木委員長 : 茂原市では担当するところがたまたま教育委員会なのでということですか。本来県と同じように担当の部局が茂原市にもあれば当然そこがやるべきところですが、茂原の場合はそこが無いので生涯学習課が中心になって進めているということですか。
- 生涯学習課長 : そうです。青少年育成担当が生涯学習課ですので青少年問題協議会の意見を頂く内容については、生涯学習課が担当している事業ですので、教育委員会がやっています。生涯学習課が定めた青少年問題協議会設置条例が平成15年に定めてありましたが、その際に教育委員会行政組織規則に本来付け加えるべきでしたが、それが漏れ落ちていたために今回追加させて頂いたという提案理由です。
- 鈴木委員長 : もともと仕事としては進めてきたところで、本来ならばもっと早いところに入れなければいけないところをきちんとした形にするということですか。
- 生涯学習課長 : はい。附属機関は法律もしくは条例で設置するという規定がござい

- ので、この場合は法律で明らかに市町村に附属機関として青少年問題協議会を置くことができるとうたっておりますので、それに基づいて今回追加という形で青少年問題協議会を加えさせて頂くということでございます。
- 古谷教育長 : この件は、法解釈上微妙な問題があるので今日は決しない方がいいのではないかと思います。
- 生涯学習課長 : これは、法律で附属機関を置くということになっているので入れておかなければいけないと思います。
- 古谷教育長 : だけど、県の場合は教育委員会ではなくて知事部局に置いてあります。
- 生涯学習課長 : それは、地方青少年問題協議会法の第2条に所掌事務の中に青少年の指導、育成、保護というのがありますし、これは必ずしも教育委員会ばかりではないと思います。福祉もまたがっていますし、警察にもまたがっています。そういう関係で首長が会長になって然るべきだと思います。ただ、事務的には窓口は生涯学習課がやっております。
- 足立委員 : 生涯学習課が事務局であることは、当然教育委員会が事務局であるということになることはわかりました。
- 鎌田委員 : 足立委員の言うことは尤もな感じがします。本来筋から言えば足立委員の言っていることは合っているような気がします。市長と教育委員会は、独立したものだという大前提がありますので、ここで市長がこの長をやるということは如何なものかという足立委員が言っていることが正しいような気がします。許容範囲と言えは許容範囲でいいのかもしれないけれどもガチッとやっている割にはそれでいいのかという感じがします。
- 教育部長 : 市長の附属機関ということで、市長が会長になるということにはご理解頂いたと思います。扱うところの所属が生涯学習課ですが、子どものいろいろな関係問題につきましては、庁内全体の中で、福祉部門でも幅広くするものでございます。現在は事務分掌の中で生涯学習課にあるということで以前は福祉部門にあったそうです。いろいろな事務分掌を相対的に見直した中で生涯学習課にしているということでございまして、市長の権限が何々に及ぶとか無いという判断の中でこういう事務分掌が移ったのだらうと推測致しますのでご理解頂ければと思います。
- 足立委員 : 広い意味で言えば茂原市の所管する附属機関だと思います。
- 教育部長 : 附属機関というのは、いろいろな審議会とか審査会とかそういうものも附属機関という1つのものに入ってきます。
- 鈴木委員長 : もう1度でよろしいですか。まだ疑問の残っている部分もありますので議案第4号については、継続審議ということでよろしいでしょうか。
- 各委員 : 異議ありません。
- 鈴木委員長 : 議案第4号については、継続審議ということに決定いたしました。
- 教育部長 : 次に、議案第5号「平成23年度地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づく教育委員会の点検・評価について」説明をお願いします。
- 教育部長 : 議案第5号「平成23年度地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づく教育委員会の点検・評価について」ご説明申し上げます。
- 本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育委員会は毎年その属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされております。
- そこで、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、「教育委員会の点検・評価報告書」として議会に報告し、公表しようとするものでございます。
- 点検・評価の対象は、本市の教育の総合的指針である「平成23年度茂原市の教育方針及び重点施策」に位置付けている施策、事業等とし、点検・評価の方法としては、施策、事業の成果及び課題等を明らかにするとともに、今後の方向性について示しました。
- 本案議決後は、この結果を平成24年茂原市議会第1回定例会において報告するとともに茂原市ホームページにより公表する予定でございます。

それでは、所属長から説明させていただきますが、全部説明致しますと長くなってしまいますので、事前に資料等お渡ししておりますので主要事業の説明とさせていただきます、その上で委員さんからのご質問を受けて回答するという形で行いたいと思います。本日の議論頂き成果を得たいと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

- 鈴木委員長 : 各担当の説明をお願いします。その後、質疑をお願いします。
学校教育課長 : 担当箇所を説明。
鈴木委員長 : 続いてお願いします。
教育部次長 : 担当箇所を説明。
足立委員 : 1 つづつの部門で質疑をお願いしたい。
鈴木委員長 : それでは、質疑をお願いします。
足立委員 : 2 ページの幼保一元化のところの今後の対応ですが、昨年よりも一歩後退しているような気がします。具体性が無くなったように思います。それと、3 ページの今後の対応ですが、国の補助割合はどのくらいですか。それから、8 ページの今後の対応のところ3 行目で文章を分けた方がいいと思いましたが、それから、7 ページの成果・課題のところ講習には何人参加しましたか。
- 学校教育課長 : 2 ページについては、昨年度の状況から今年度は情報収集という形ということで今見極めをしている最中でございますので、そのような文章表現に一旦させていただきました。来年度その方向性をはっきりさせると考えております。
- 鈴木委員長 : よろしいでしょうか。
足立委員 : はい。
鈴木委員長 : それでは、文章はそのままということをお願いします。
学校教育課長 : 3 ページですが、国の補助は3 分の1 以下です。実質的には4 分の1 程度しか来ておりません。
- 鈴木委員長 : これは文章に入れますか。
足立委員 : 聞きたかただけですので、入れなくて結構です。
学校教育課長 : 7 ページですが、一昨年は2 名です。今年は呼びかけまして1 0 名程度の参加があったと思います。
- 足立委員 : 参加人数を入れて下さい。
学校教育課長 : 8 ページは、文章を2 つに分けます。
鈴木委員長 : 食材の放射能に関してのことは触れないのですか。
学校教育課長 : それについては触れませんでした。
古谷教育長 : 今年は放射能の問題ありますので、触れた方がいいと思います。
学校教育課長 : 指摘のあった点について、文章に入れたいと思います。
齋藤職務代理 : 4 ページの教職員の資質向上の成果・課題ですが、もっと具体的な文章になりませんか。
- 学校教育課長 : 考慮させて頂きたいと思います。
鎌田委員 : 3 ページの園児一人当たり8, 0 0 0 円とありますが、月なのか年なのか入れた方がいいと思います。
- 学校教育課長 : これは年間です。文章に入れたいと思います。
足立委員 : ここの項目にはありませんが、どこかに防災教育のことを盛り込んだ方がいいと思います。
- 学校教育課長 : 防災については、今、校長会と防災対策室と協議を重ねております。
齋藤職務代理 : 各学校の防災についての対応策は学校教育課へ来ていますか。
学校教育課長 : 各学校は避難の仕方等検討し終わりましたので、それを吸い上げる側に構えております。
- 古谷教育長 : 各学校の防災計画は教育委員会に提出されていますか。
学校教育課長 : 若干まだ防災対策室との話し合いを残しておりますので、完了し次第集める予定になっております。
- 鈴木委員長 : どこかに入れた方がいいとありますが、どこかに触れられますか。
学校教育課長 : 防災教育としてどこかに入れたいと思います。
鎌田委員 : 2 4 ページの耐震化で優先度ランク4・5 の言葉がわかりづらいと思います。

- 鈴木委員長 : ホームページ等一般に出されるとこの表現はわからないと思います。
 教育部次長 : 文言を改めたいと思います。
 鈴木委員長 : 続いて、次の担当の説明をお願いします。
 生涯学習課長 : 担当箇所を説明。
 鈴木委員長 : 質疑がありましたらお願いします。
 足立委員 : 23ページの青年館1館の払い下げですが、具体名を入れた方がいいと思います。
- 生涯学習課長 : 三ヶ谷青年館の名称を入れたいと思います。
 足立委員 : 12ページの学生ボランティアですが、大学生のイメージが強く高校生の方もいたと思いますので、表現を変えて頂きたい。それと、23ページの社会教育施設維持管理事業の中に、昨年図書館の資料購入事業の中に図書館の老朽化について触れていましたが、今回は触れていないのでそこに入れられませんか。
- 図書館長 : 図書館については、新たに新文化会館を建設時に併せて整備を図るということで計画が出ていますので、今回抜かせて頂きました。どこに入れるか検討したいと思います。
- 生涯学習課長 : 学生ボランティアですが高校生、大学生併せまして学生ボランティアという表記にさせて頂いています。
- 足立委員 : 何らかの形で高校生を載せてほしいと思います。
 生涯学習課長 : 高校生を入れた表現に変えたいと思います。
 鎌田委員 : 12ページの放課後子どもプランですが、夏休みにやっていますが、放課後という言葉があることは授業が終わった後もやるのですか。
- 生涯学習課長 : これは、文科省と厚労省が合体して子どもたちの安全安心な居場所作りとして始めた事業です。茂原市は保護者のアンケートを元に夏休みに実施しているのですが、他市を見ますと、県内24市町でやっておりますけれども、実は放課後にやっている方が多いです。毎週であったり月に何回かという形でやっております。土日を利用してやっているとところもございますので、各自治体また各実施学校において開催日は異なっておりますが、茂原市は保護者の要望に基づいて夏休みということでやっております。今まで2校やりましたが、課題として放課後に定期的開催する形に検討を始めているところです。
- 足立委員 : それを課題に書いた方がいいのではないですか。
 生涯学習課長 : はい。
 鈴木委員長 : それでは、課題、今後の対応のところに入れて下さい。
 生涯学習課長 : 加えさせて頂きます。
 鈴木委員長 : 続いて、次の担当の説明をお願いします。
 中央公民館長 : 担当箇所を説明。
 鈴木委員長 : 質疑がありましたらお願いします。
 各委員 : ありません。
 鈴木委員長 : 続いて、次の担当の説明をお願いします。
 図書館長 : 担当箇所を説明。
 鈴木委員長 : 質疑がありましたらお願いします。
 鎌田委員 : 14ページのブックスタート事業の成果・課題の中にメッセージとありますが、どんなメッセージですか。
- 図書館長 : これにつきましては、司書によく確認しまして検討して直したいと思います。
- 古谷教育長 : 14ページの資料購入の成果・課題のところですが、文章が繋がらないような気がしますので見直した方がいいと思います。
- 図書館長 : 文章が通じないところがありますので改めて直します。
 鈴木委員長 : 続いて、次の担当の説明をお願いします。
 体育課長 : 担当箇所を説明。20ページは、重点施策に合うように改正させて頂きます。
- 鈴木委員長 : 質疑がありましたらお願いします。
 足立委員 : 18ページのスポーツ教室事業の成果・課題の最後の文章はいらないと思います。また、今後の対応で親しみやすい種目を具体的に書いた方がいい

いと思います。それから、19ページのスポーツ振興事業の成果・課題のところ「課題は」と入っていますが、「課題は」は取った方がいいと思います。

- 体育課長 : そのように検討させていただきます。
- 鈴木委員長 : 続いて、次の担当の説明をお願いします。
- 美術館・郷土資料館長 : 担当箇所を説明。
- 鈴木委員長 : 質疑がありましたらお願いします。
- 各委員 : ありません。
- 鈴木委員長 : 全体を通して質問があればお願いします。
- 齋藤職務代理 : この点検・評価報告書は毎年議会に提出しているわけですが、昨年提出した際に指摘された点がありますか。
- 教育部長 : これは、議会に報告するという形でございますけれども、1つ1つを説明することではなくて、本会が開かれる時にこの成果品を配り、参考にしていると思います。
- 鈴木委員長 : 他に何かありますか。
なければ、議案第5号について採決に入ります。
議案第5号について修正後のものを平成24年茂原市議会第1回定例会（3月議会）に報告することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議ありません。
- 鈴木委員長 : 第5号議案は、全会一致で修正後のものを可決することと決定いたしました。
次に、報告事項に入ります。
報告事項の1「平成24年第2回（2月定例会）、第3回（3月臨時会）及び第4回（3月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 教育部次長 : 別紙日程表を説明。
- 鈴木委員長 : 会議日程については、よろしいですか。
- 各委員 : よろしいです。
- 鈴木委員長 : 次に、報告事項の2「平成23年度卒業（卒園）式への出席者及び平成24年度入学（入園）式への出席者について」説明をお願いします。
- 教育部次長 : 別紙資料を説明。
- 鈴木委員長 : その他、報告がありましたら、お願いします。
- 学校教育課長 : インフルエンザ関係について、市内の状況を報告させていただきます。1月26日現在、小学校で79名、中学校で43名、割合にしますと1.7から1.8%でございます。なお、学級閉鎖等の状況ですが、東郷小学校1年4組で9名インフルエンザが出ましたので明日まで学級閉鎖致しました。豊岡小学校5年2組ですが、昨日よりインフルエンザが3名出ました。これについては、拡大の恐れありということで明日まで学級閉鎖を行います。富士見中学校1年1組でインフルエンザが7名発症したということで、昨日より学級閉鎖を行っております。茂原中学校では1年3組でインフルエンザが10名、4組で5名、2年2組でインフルエンザが6名、計3クラスあります。ここについては、給食終了後下校し、明日閉鎖を取っております。早野中学校はすでに学級閉鎖を1月24日で閉じましたが、3年3組で7名程度のインフルエンザが出たということです。新茂原幼稚園が昨日21名インフルエンザに感染したということで、1月25日26日27日まで休園という形を取ります。現在そういう状況ですが、相対的に見ますと横ばいからやや増えている状況でございます。これについては随時統計を取りながら判断して行きたいと考えております。
- 鈴木委員長 : その他、報告がありましたら、お願いします。
なければ、以上で第1回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年2月23日

委員長 鈴木 一代

署名委員 鎌田 俊郎

署名委員 足立 俊夫